

7

令和7年第3回
多治見市議会定例会
追加議案説明資料

令和7年6月19日

目次

議第68号 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正するについて -----	1
--	---

議第68号 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

- (1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号。以下「執行経費基準法」という。）が令和7年6月4日に公布され、執行経費基準法に定める国会議員の選挙等の執行に係る費用弁償額が改められた（公布の日施行）。
- (2) (1)における改正は、参議院議員通常選挙のある年の定例改正として、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの。
- (3) 今回の改正は、本年7月執行予定の参議院議員通常選挙から適用させる趣旨。これに伴い、本市の投票所の投票管理者等の報酬額を改めるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

投票所の投票管理者等の報酬額を次のとおり改める（別表関係）。

区分	改正後	改正前	引上額
投票所の投票管理者	14,500円	12,800円	1,700円
期日前投票所の投票管理者	12,800円	11,300円	1,500円
開票管理者 選挙長	12,200円	10,800円	1,400円
投票所の投票立会人	12,400円	10,900円	1,500円
期日前投票所の投票立会人	10,900円	9,600円	1,300円
開票立会人 選挙立会人	10,100円	8,900円	1,200円

3 施行日 公布の日